

Title	米国公共図書館におけるインターネットパブリックアクセスの現状
Sub Title	Internet public access in U.S. public libraries
Author	廣田, 慶子(Hirota, Chikako)
Publisher	三田図書館・情報学会
Publication year	1997
Jtitle	Library and information science No.38 (1997.) ,p.23- 35
JaLC DOI	
Abstract	The current state of the Internet public access in U . S . public libraries , especially their efforttoward providing equal access and its user instruction , were surveyed and examined . Webpages were collected and analyzed for forty - eight libraries offering the Internet public access . At the same time , a questionnaire was sent to those libraries via e - mail , and six responded . Morethan half of the libraries surveyed take policy in accordance with the ALA interpretations ofthe Library Bill of Rights regarding such matters as children's access and responsibilities oflibraries . And more than three - fourth offer user instruction for internet services . However , despite these efforts toward providing equal access , Internet access is substantially limited inmany libraries because of such conditions for use as charge , time - limit , and so on .
Notes	短報
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00003152-00000038-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

短報

米国公共図書館における
インターネットパブリックアクセスの現状

Internet Public Access in U.S. Public Libraries

廣田慈子
Chikako Hirota

Résumé

The current state of the Internet public access in U. S. public libraries, especially their effort toward providing equal access and its user instruction, were surveyed and examined. Web pages were collected and analyzed for forty-eight libraries offering the Internet public access. At the same time, a questionnaire was sent to those libraries via e-mail, and six responded. More than half of the libraries surveyed take policy in accordance with the ALA interpretations of the Library Bill of Rights regarding such matters as children's access and responsibilities of libraries. And more than three-fourth offer user instruction for internet services. However, despite these efforts toward providing equal access, Internet access is substantially limited in many libraries because of such conditions for use as charge, time-limit, and so on.

- I. はじめに
- II. 米国公共図書館とインターネットパブリックアクセス
 - A. 図書館における位置づけ
 - B. ALA と NII の方針
 - C. 方針と利用指導
- III. 米国公共図書館におけるインターネットパブリックアクセスの現状
 - A. 先行調査からみた現状
 - B. 現状調査とその結果
 - C. 現状分析
- IV. 考察
- V. 今後の展望

廣田慈子：愛知淑徳大学大学院文学研究科図書館情報学専攻，愛知県愛知郡長久手町長湫片平9 〒480-1197
Chikako Hirota: Graduate School of Library and Information Science, Aichi Shukutoku University, 9, Katahira, Nagakute, Nagakote-cho, Aichi-gun, Aichi, 480-1197

E-mail: 989044x@asu.aasa.ac.jp

受付日：1998年4月13日 改訂稿受付日：1998年9月8日 受理日：1998年9月28日

I. はじめに

近年にみられる急速なインターネットの普及・発展は、各分野に多大な影響を与えている。図書館もその一つであり、どのようにインターネットを図書館で利用するかという議論や、実際の利用が既に始まっている。

米国における、インターネットと図書館の関わりを示す文書には次の二つがある。一つは、1993年に発表された NII 構想 (National Information Infrastructure: 全米情報基盤構想) への取組方針である *National Information Infrastructure: Agenda for Action*¹⁾ である。これには、全米国民がいつでもどこでも情報にアクセスしコミュニケーションできるように整備するという構想が明確に示されている。この中で、図書館は情報へのアクセスポイントの一つとして挙げられている。もう一つは、米国図書館協会 (American Library Association: ALA) による *Library Bill of Rights* (『図書館の権利宣言』) 中にあるように“全ての図書館は情報や思想のひろばである”²⁾ ために、ネットワーク上の情報をも図書館が扱おうとする動きである。

これらを受けて、本稿では特に公共図書館による利用者へのインターネット提供に焦点をあて、米国の事例をみてゆく。

II. 米国公共図書館とインターネット パブリックアクセス

A. 公共図書館における位置づけ

公共図書館に限らず、図書館においてインターネット情報を取り扱うことには、情報の不確実性や可変性、提供に伴う利用規定など、既に多くの問題点が挙げられている³⁾。一方で情報への平等なアクセスの保証という観点は、特に公共図書館が持つ役割として無視できないものである。そのため公共図書館において、利用者にインターネットアクセスを提供するサービスへの関心が高まってきた。

ALA の Office for Information Technology Policy (OITP) による指針 *Principles for the De-*

*velopment of the National Information Infrastructure*⁴⁾ では、全米の図書館が情報ハイウェイ構想に積極的に関わるべきだとし、またそこでは全ての人々が公平に情報にアクセスできるとしている。そして図書館の役割として、1) 情報の提供者・消費者、2) 情報ハイウェイを利用するためのアクセスポイント、3) 情報アクセスを擁護する責任者、の三つを挙げている。

公共図書館における、インターネットに代表される新たなる情報資源の取り扱いについては、UNESCO Public Library Manifesto 1994 (『ユネスコ公共図書館宣言』)⁵⁾ や「Library For Future (LFF)」による公共図書館の役割定義⁶⁾ などでも取りあげられている。ユネスコ公共図書館宣言では、“蔵書とサービスにおいては、伝統的な資料と共に、あらゆる種類の適切なメディアとテクノロジー（現代技術）が含まれていなければならない”とされている。ここにある「メディア」と「現代技術」には、インターネットに代表されるネットワーク情報資源を含むことができよう。また LFF では、公共図書館に対して“情報を探索し、理解し、利用するために、必要とされる技能と情報へのパブリックアクセス (Public Access) を提供する”ことが求められている。

以上のような状況のもとに、実際に公共図書館において、インターネットへのアクセスサービスが実施されるようになった。

図書館が利用者にインターネットへの接続を提供するサービスを「インターネットパブリックアクセス (Internet Public Access)」と呼ぶ。本稿では、図書館が館内設備であるコンピュータ端末や回線を提供するものに加え、例えば自宅のコンピュータ端末を利用し図書館を接続プロバイダーとして利用者にアクセスを提供する outside use サービス（外部アクセス）をも含むものとする。

インターネットパブリックアクセスは、図書館サービスの一つとして、全ての図書館利用者が等しく利用できるものである。これは、「年齢や人種、社会的身分などに関わらず、全ての人々が公平に利用できなくてはならない」とする、公共図書館の方針に沿うものである。

また、このサービスが必要とされる背景には、いわゆる「Information Rich, Information Poor」の問題がある。インターネットアクセスには新たな設備や技能が必要であり、これらは全ての人々が容易に得られるものではない。

公共図書館はあらゆる情報へのサービスを、「公平に」保証する役割を有している。従って、彼ら情報を「持たざる者」を意識した、インターネットパブリックアクセスが求められることになったと言える。

B. ALA と NII の方針

1. ALA の方針

米国では ALA や NII の方針において、公共図書館におけるインターネットパブリックアクセスの推進とその具体的な方針が示されている。

ALA による方針は、1996 年に採択された *Library Bill of Rights* (『図書館の権利宣言』) の新解説文、*Access to Electronic Information, Services, and Networks*⁷⁾ に詳しい。ここでは“図書館が直接的・間接的に提供する電子情報、サービス、ネットワークは全ての図書館利用者が等しく容易かつ公平にアクセスできなくてはならない”と定め、その具体的な方針を挙げている。これは以下のように要約できる。

- ・利用者の制限を設けず、情報源への公平なアクセスを行う。
- ・情報の選択は利用者の責任で行うが、提供される情報源の制限や監視を行わない。
- ・未成年者もアクセスの権利を有し、保護者の責任において提供を行う。
- ・利用に際し、課金しない。
- ・図書館と図書館員が利用者を支援し、必要な技能のための利用指導を行う。

2. NII 下における方針

NII (NII: National Information Infrastructure) の行動指針である *Agenda for Action*¹⁾ において、図書館はインターネットを含む NII 上で展開される情報へのアクセスポイントの一つ、と見

なされている。また Information Infrastructure Task Force Committee On Applications and Technology による、図書館と NII に関する定義⁸⁾においても、公共図書館の役割は、人々への公平な情報提供を助け擁護すること、とされている。この定義では、情報アクセスの提供と情報リテラシー教育の重要性が説かれており、図書館に対して、無料もしくは安価での電子情報の提供などを求めている。

また McClure⁹⁾ は、NII 下における公共図書館の役割として“全ての利用者が得ることができる情報のゲートウェイであること”を挙げている。また利用者へのインターネット利用指導の提供や利用者のパブリックアクセスのターミナルであること等を求めている。

C. 方針と利用指導

以上に代表される ALA および NII と図書館に関する文書から、米国では公共図書館はインターネット等への「アクセス」を提供するだけでなく、利用者が必要とする情報リテラシーや技能を「利用指導」という形で提供することも求められているということができよう。

アクセスの状況についてはいくつかの調査がなされている。しかし「利用指導」に関しては、OPAC や CD-ROM などの利用指導に関する調査の他には、実態を十分に明らかにした調査・研究は行われていないようである。

本稿では先行研究と筆者による調査の結果を整理し、米国公共図書館におけるインターネットパブリックアクセスの実態を示すとともに、特に利用指導に注目し、どのような形で実施されているのかを明らかとする。これらの調査は、情報リテラシー教育機関の一つとして公共図書館に求められる役割や要件を探る糸口と捉えることが出来よう。

III. 米国公共図書館における インターネットパブリックアクセスの現状

A. 先行調査からみた現状

米国では既に多数の公共図書館でインターネッ

米国公共図書館におけるインターネットパブリックアクセスの現状

トパブリックアクセスが実施されており、その実施状況や実態がいくつか報告されている。ここでは、NCLIS (National Commission on Libraries and Information Sciences) による公共図書館とインターネットに関する全国調査、PLA (Public Library Association) による統計報告、David Burt によるインターネットパブリックアクセス方針調査、InfoPeople Project (カリフォルニア州) による調査、高鍬による調査の5件を対象に、インターネットパブリックアクセスの実施状況、方針、サービス内容などを詳細をみてゆく。

1. 『公共図書館とインターネットに関する全国調査』(National Survey of Public Libraries and Internet)

NCLIS (National Commission on Libraries and Information Sciences) では 1994 年、1996 年、1997 年に北米を対象として、公共図書館とインターネットについての全国調査を行った。

1997 年度調査¹⁰⁾ は NCLIS に ALA が加わり、北米の公共図書館 2000 館を対象に、インターネットサービスの内容およびインターネット導入への障害などを調査している。有効回答館数は 1426 館であった。調査結果の概要は以下の通りである。

インターネットパブリックアクセスの実施率は 60.4% であり、年々顕著な伸びを示していた。提供されるサービス内容は、Lynx などテキストベースの WWW サービスがほぼ横這いなのに比べ、画像を伴う WWW サービス (Graphical WWW) は前年度の 3 倍近い 72.1% で実施されている。また新たな調査項目である FTP サービスやオンラインレンタルサービスの実施状況もそれぞれ 40.6%, 29.7% となっていた。

インターネット導入における障害として上位に挙げられた項目は、通信経費やハードウェアの経費など、経費に関するものがほとんどであった。特にインターネット導入が未だなされていない公共図書館ほど、阻害要因として経費に関する事項を重要視している。インターネット導入においては、大規模図書館で年間 130 万ドルもの経費がか

かることが判明している。これらの経費は、各公共図書館の情報技術予算の 46.5% にも及ぶ。また小規模図書館および Rural 地区の図書館におけるサービス実施や財源などが劣ることも明らかになっている。その一方で小規模図書館では、システムハードウェアや通信経費などを、その公共図書館以外のところが負担をしているという調査結果も現れている。

この調査では、公共図書館ではインターネット導入が普及し、利用者へのサービスの幅が拡がっていること、そしてインターネット導入に対する最大の問題点は予算の獲得であること、等が明らかになった。加えて、小規模図書館などに対する何らかの財政的援助が存在することも明らかとなつた。

2. PLA 統計報告

ALA の下部組織である PLA (Public Library Association) は、公共図書館の統計 *Statistical Report* において、1992 年、95 年、96 年、97 年の計 4 回にわたり、“Technology in Public Libraries Survey” と称する調査を行っている。ここでは、インターネット利用を含む様々な新しい技術の導入に関する調査が、質問紙法を用いて行われている。

1997 年度調査（対象館 794 館）の結果¹¹⁾ にあるインターネットに関する概要是以下の通りである。まずインターネットアクセスのパターンとして、1) 図書館職員のみ (Library Staff Only), 2) 付添利用 (Patrons with Intermediary), 3) 直接利用 (Directly by Patrons) の三つに分けて調査されている。全般的にインターネットアクセスの実施率は年々増加している。特に 3) 直接利用の提供に関しては、1995 年度では 15.9% であったものが 1997 年度では 69.9% と、顕著な伸びを示している。また outside use (図書館外からのアクセス) や、利用者に対してインターネットアカウントを発行しているかどうか (Internet Account to Patrons) といった調査項目もあり、これらの実施率は年々高まっている。

全体のデータを奉仕人口別に整理してみる¹²⁾

と、小規模図書館での実施率が低く、各サービスの実施が大規模図書館に偏る傾向があることが判明した。しかし経年的なサービス実施の増加率はどの規模も同程度の伸びであった。また歳出入のデータを分析すると、1997年度より新たにインターネットパブリックアクセスを実施した図書館の過半数以上で、州・連邦および他の機関からの財政的支援が増額しているという、興味深い結果が得られた。

この調査からは、公共図書館におけるインターネットパブリックアクセスが急速に普及している一方で、小規模図書館での実施率が低いこと等が明らかとなった。前述のNCLISの調査結果を合わせて考えると、小規模図書館では、全体の予算規模や設備にかける予算が少ないために、インターネット導入やそれに伴うサービスの実施が阻害されている可能性が考えられる。加えてインターネットパブリックアクセスに対しての財政的支援の存在も改めて明らかとなった。

3. Burtによる調査

Lake Oswego Public Library(オレゴン州)の図書館員、David Burtは1996年から1997年にかけて、インターネットパブリックアクセスを実施している公共図書館の方針を調査分析している。

Burtの調査は、St. Joseph County Public Libraryによる公共図書館のリスト、*SJCPL's Public Libraries With Gopher/WWW Services*¹³⁾に記載されている公共図書館のホームページを探索する手法で、パブリックアクセスの方針に関する項目を抽出し、図書館規模毎に分析している。116館を対象とした調査結果¹⁴⁾にある各調査項目のうち、*Library Bill of Rights*の準拠、利用指導の提供、利用時間の制限、利用への課金、について詳細にみてゆく。

何らかの形で*Library Bill of Rights*の内容に準拠していることを明記しているのは18%であり、図書館規模別では、大規模図書館における割合が高い。また利用指導は全体で12%が実施しており、規模別では、大規模図書館と小規模図書

館がほぼ同じ割合で実施している。

一方、全体で37%が利用時間制限を設けているが、小規模図書館が46%、中規模図書館が41%と半数近い一方で、大規模図書館では23%と他より低い。よって利用時間制限は小・中規模図書館が主として行っていると言える。

課金制度は大規模図書館では全く設けられていないが、小・中規模図書館ではわずかではあるが設けられている。

また各館の方針を制定年別にみた場合、1996年以降で、方針の準拠および利用指導や時間制限が顕著に増加していた。これは、ALAによる新解説文の採択が、各図書館の方針に多大な影響を与えた表れと言える。

この調査からは、利用時間制限、課金や利用指導の実際の状況が明らかになった。

特に利用指導の実施率が判明した一方で、ALAの方針では図書館員による利用者の援助と利用指導の提供が求められているにもかかわらず、全体としてALA方針を準拠している割合(18%)に満たない利用指導の実施率(12%)であることは問題と言えよう。さらにALAでは電子資料の利用に対しても課金しないことを求めていくが、一部の小規模図書館ではこれに従わず課金制度を導入する傾向があることも注目される。

4. InfoPeople(カリフォルニア州)Project調査

カリフォルニア州では、「InfoPeople」¹⁵⁾というプロジェクトが推進されている。このプロジェクトは“Internet for People”を副題に掲げ、州内の公共図書館を通じて人々が直接インターネットを利用できるアクセスポイントを提供しようとするものである。参加館は財政的援助の他に、図書館員および利用者へのトレーニングなどの点で技術的・人的支援を受けることもできる。1997年時点での参加館は333館で、のべ70万人近くにパブリックアクセスを提供している。

このプロジェクトの参加館に対するインターネットパブリックアクセスに関する調査¹⁶⁾が、1997年に行われた。調査対象館はInfoPeople参加館のうち241館であり、設備やサービスに関す

米国公共図書館におけるインターネットパブリックアクセスの現状

る 11 項目について調査されている。以下では、「利用端末数」「利用指導」「課金」の 3 項目について詳細にみてゆく。

利用者に提供される端末数は、159 館 (66%) が 1 台のみであった。これに 2 台から 4 台までの館を加えると全体の 9 割以上に及ぶ。すなわち、ほとんどの館の端末数は 4 台以下ということになる。

利用指導については、Class (利用指導講習会: 以下「クラス」と記す), Tutor (専門の利用指導員), Handouts (配布物), Online Tutorials (オンラインチュートリアル) に分けて調査している。

結果はインターネットの利用指導クラスを設けている館が 136 館 (56.4%) と最も多く、次いで専門の指導員をおいているところが 119 館 (49.4%) であった。利用に関する配布物は 24.5% が用意しており、オンラインチュートリアルの実施率は 17.8% であった。このように利用指導の実施率が高い一方で、同調査からは利用指導に多数のボランティアが従事していることも判明しており、同プロジェクトにおける人的支援が利用指導実施を支えていることが推測できる。

課金制度は全体の 5% あまりが設けている。また印刷に対しての課金は 170 館 (70.5%) で行っており、その金額は各館で異なっている。

この調査結果からは、提供端末数の少なさ、利用指導の実施率の高さ、そして課金が主に印刷に対して行われていることなどが明らかとなった。前述の Burt の調査においても、37% の館が利用時間制限を設けているという結果が表されたが、端末数の少なさが要因の一つと考えられる。すなわち少数の端末でも多くの人々が利用できるよう、特定の利用者の占有を防ぐために、時間制限が設定されていることが推測できる。

加えて、同一のプロジェクト内でも、課金の額をはじめとする実際のサービスの種類や程度には顕著な差がある点は興味深い。公共図書館全体としてみると、この差がますます拡がると推測できることから、公平なアクセスが求められている一方で、実際のサービスの種類や程度は実に多様で

あると言えよう。

5. 利用者用インターネット端末提供に関する方針調査（高鍵）

高鍵¹⁷⁾は、二つの図書館リスト、Berkeley Digital Library, SunSITE 作成の *Libraries on the Web, USA-Public* と Milton Public Library 作成の *U. S. Public Libraries on the WWW* にある図書館 134 館を調査対象として、米国の公共図書館の利用者用インターネット端末提供の方針を、ホームページ上の情報から調査した。この調査項目のうち、*Library Bill of Rights* の新解説文への言及、利用時間の制限、図書館員の補助についてにみる。

まず 9% が新解説文に言及しており、また利用時間の制限は 40% 近くで設けられていた。図書館員の補助に関しては、参考資料やクラス、インストラクション (instruction) を提供しているのは全体の 27% (36 館) であった。

高鍵の調査は Burt 調査とほぼ同じ手法を用いているが、その結果には差異がある。対象館の違いからこの差異が生じるとすれば、実際のサービス内容はますます多様であると言えよう。

B. 現状調査とその結果

1. 調査目的

上述の先行調査の結果を踏まえ、結果の検証およびより詳細な状況を明らかにすることを目的として、改めてインターネットパブリックアクセスを提供している米国公共図書館を対象に調査を行った。特に、Burt や高鍵の先行調査では実施率の低かった「利用指導」の状況に焦点をあて、その状況を明らかにする。

2. 調査方法

調査には二つの手法を用いた。一つは Burt や高鍵と同様に対象館のホームページの情報から分析を行うものである。しかし先行調査や予備調査の結果から、現状を把握するには十分でないと考え、補足調査として電子メールによる質問紙調査を実施した。

調査対象館は、PLAによる*Statistical Report '97¹¹⁾*より、「Directly by Patrons」(利用者の直接利用)および「Internet Account to Patrons」(利用者へのインターネットアカウント発行)のサービスを提供している公共図書館53館を選定した。これらの公共図書館は、インターネットパブリックアクセスに積極的な、いわば「先進の図書館」であると捉えることができよう。これらの図書館の現状を明らかにすることで、今後のサービスや利用指導の内容を推測する目安として捉えることができると考えた。

調査対象館に対し、インターネットのサーチエンジン、*Yahoo!*¹⁸⁾および*Alta Vista*¹⁹⁾に加え、*SJCP's List of Public Libraries with Gopher/WWW Services*¹³⁾等のホームページ上の公共図書館リストを用いてホームページを探索し、結果48館のホームページを調査対象とすることができた。分析項目は以下の7点である。

- 1) 利用方針、利用規定の有無
- 2) 情報源や情報への責任の有無
- 3) 未成年者の利用
- 4) 利用時間制限の有無
- 5) 課金の有無
- 6) 電子的レファレンスサービスの有無
- 7) 利用指導

このうち、「2)情報源や情報への責任の有無」とは、インターネット上の情報に対して責任を負わずまた監視および制限を行わないことを表している。この2)から5)の項目は、1)の利用方針・規定の内容として示されているものであり、また本稿II.B.等で示したALAの新解説文などの方針に従っているかどうかを示すものである。また6)は、電子メール等で直接利用者が図書館員に対して質問できるものや、各館のホームページ上に「Ready Reference」など頻度の高いレファレンス質問に対する回答を載せているものなどがあるかどうかなどを表している。

一方、電子メールアドレスが判明したのは43館であり、6館より回答を得た。ここからはホー

ムページ上の調査からは判明しなかった具体的なサービスの内容やコメントを得ることができた。

以上の手法から得られた結果をもとに、分析を行った。

3. 調査結果

インターネットパブリックアクセスに関する方針や利用規定については、21館(43.8%)で探索できた。この21館および電子メール調査結果の回答館、合わせて24館においての調査結果は以下の通りである。

まず、情報源への責任への言及が最も多く、14館であった。よってこの項目がインターネットパブリックアクセスに関して重要な項目と捉えられていると推測できる。

第1図は、利用方針の内容についての結果である。ここでは利用方針が示されていた館および電子メール調査回答館を含む全24館の結果を示す。

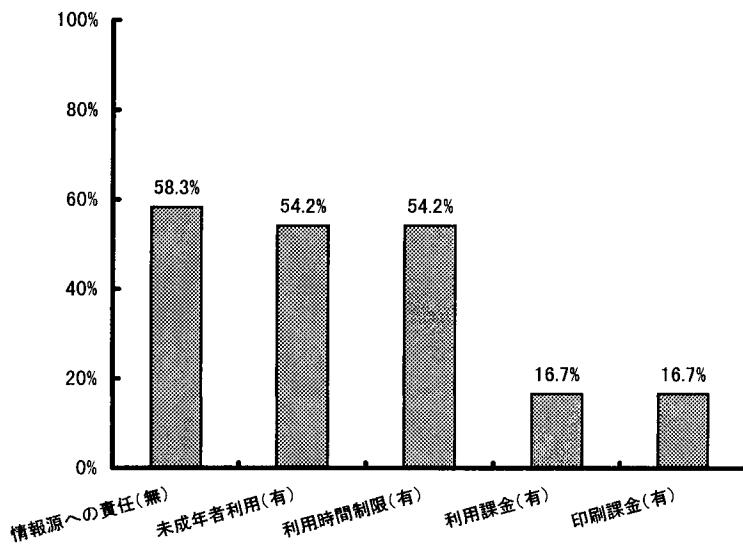
まず58.3%が、図書館が責任を負わないことを明記しており、54.2%が、未成年者に対して保護者の同意に基づいて利用を許可している。ここにある未成年者の年齢範囲は12歳以下とする館から18歳以下とする館まで、と幅広く、統一されてはいない。

利用時間制限は13館(54.2%)と約半数で設けられていた。制限時間の範囲は30分から3時間と様々であり、またこの時間制限は図書館規模に関係なく設けられている。利用時間制限を設けることの理由として、電子メール調査結果からは、“利用に供する端末が少なく、占有利用を防ぐため”としたものが多く挙げられていた。一方で、ある公共図書館では“30台を越える端末を提供できており、利用時間制限を設ける必要がない”と回答している。

利用自体への課金制度は4館(16.7%)で設けられている。一方で課金しないと、明言している館はその2倍近い9館であった。また印刷への課金はまた異なる4館が行っていた。これらの課金の金額は、それぞれの館で異なっている。

代わって、電子的レファレンスサービスの有無

米国公共図書館におけるインターネットパブリックアクセスの現状

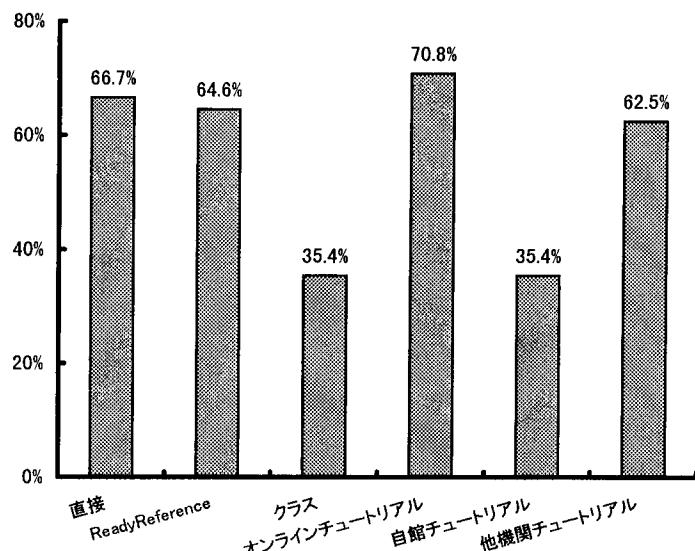


第1図 インターネットパブリックアクセスにおける方針 (n=24)

と利用指導についての調査結果は次の通りである。第2図は、電子メール調査結果を含んだ全48館の調査結果である。まず電子的レファレンスサービスについては、電子メールなどによる直接問い合わせ形式のものを実施している館は32館(66.7%)であり、Ready Reference形式のものは31館(64.6%)であった。またそれら両方を行っ

ていた館は26館であった。

利用指導のクラスを設けていた館は17館(35.4%)であり、オンラインチュートリアルを実施していた館は34館(70.8%)であった。このチュートリアルを、サービス提供館が独自に作成したもの（自館チュートリアル）と、他の機関が作成したものリンクでホームページ上に載せ提



第2図 電子的レファレンスサービス及び利用指導の実施状況 (n=48)

供しているもの（他機関チュートリアル）との二つに分類した結果、前者は17館(35.4%)であり、後者は30館(62.5%)であった。

ここでは、電子レファレンスが広く実施されていること、そしてクラスや自館独自のチュートリアルの比率がほぼ等しく他機関作成チュートリアルに比べて低いことから、図書館単独での利用指導の提供が少ないこと、などが明らかとなった。

また利用指導は、図書館規模に関わらず、大・中・小規模図書館いずれでも6~7割前後と、ほぼ等しい比率で実施されている。第3図は図書館規模別の状況をみたものである。他の項目では全体的に大規模図書館での実施率が高く、中・小規模図書館の2倍近い実施率であることと比べると、図書館規模に関わらず実施率の高い利用指導の特異性は明らかである。

また本調査において、各調査対象館が各種Freenetを構築していたり、それに参加している傾向が多くみられた。調査対象館のうち、何らかのFreenetに所属していた館は62.5%と過半数に及んでいる。そして電子レファレンスや利用指導が、図書館としてではなくFreenetとしてサービスが提供されている場合も多く見られた。このように、特に利用指導の点で、図書館以外の機関と連携して行われている場合が多いことも明らかとなった。

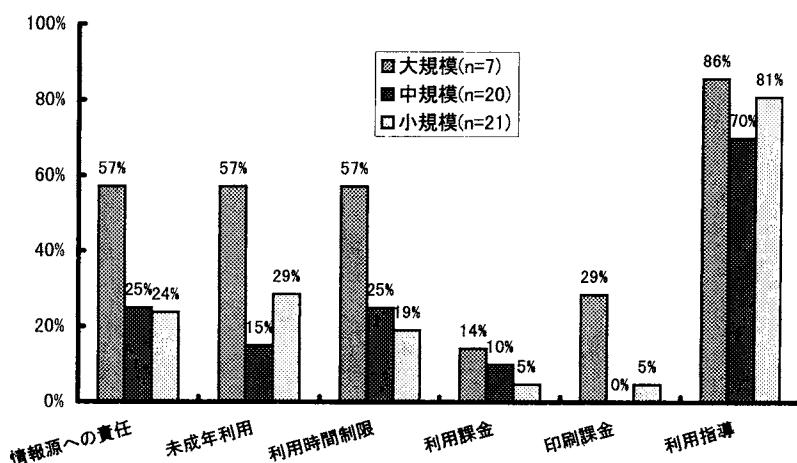
C. 現状分析

本調査における調査項目内容を、先のNCLIS¹⁰⁾、Burt¹⁴⁾、InfoPeople¹⁶⁾、高鍬¹⁷⁾の調査結果と合わせて現状を明らかにする。

利用方針、利用規定の有無に関しては、全体として半数近くで明示されていることが判明した。その中で、情報源への責任や未成年者の利用についての調査結果からは、ALAやNIIの方針にあるインターネット利用に関する方針に従う形のものが多いことが判明した。

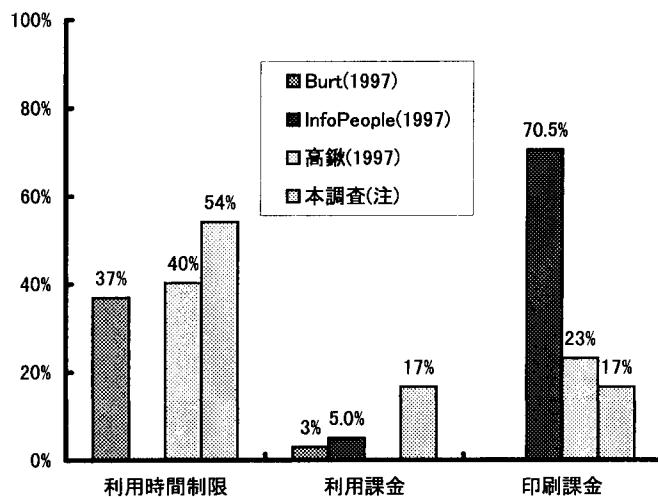
利用時間制限の有無および課金については第4図の通りである。利用時間制限は、全体の3分の1程度が制限を設けていた。また利用自体に課金している割合（全体で1割程度）より、印刷に対して課金している場合の方が多くみられた。先行調査結果および今回行った結果を比較してみても、全体としてインターネットパブリックアクセス実施における基本方針には顕著な差異はみられなかった。しかし著者の行った先進館に対する調査結果でも網羅的な他の先行調査結果でも、利用時間制限や課金の詳細は、各館ごとで異なり、サービス内容には格差があることも判明した。

さらにNCLISの調査結果では阻害要因として経費の問題が明示されており、実際の調査結果でも財政規模の小さい図書館ではインターネットパブリックアクセス自体やそれに伴うサービスの実



第3図 図書館規模別実施率 (n=48)

米国公共図書館におけるインターネットパブリックアクセスの現状



第4図 インターネット利用における時間制限と課金の実施率

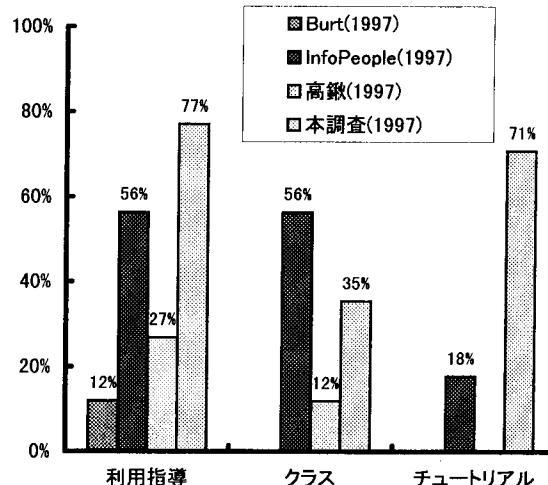
注：本調査全体の内、利用方針及び電子メール調査より把握できた結果

施率が低い結果が現れている。この結果は、サービス提供における図書館の財政的負担の大きさを示すものであろう。その一方で、Freenetへの参加など、他の図書館や他機関と連携することで、その負担を軽減する動きがあることも判明した。

利用指導に関しては第5図の通りである。利用指導全体として、Burtや高鍬の調査結果に比べ本調査の利用指導実施率は非常に高い。この理由としては、Burtや高鍬の調査対象が利用方針や利用規定の記述内容のみであるのに対し、本調査

は利用指導に重点をおいた調査であるためとも考えられる。しかしながらよりも、本調査の調査対象が「先進の図書館」であることが一番の要因と言える。Burtや高鍬のような対象館が網羅的な先行調査結果、すなわち米国全体では、利用指導はあまり取り組まれていないよう表されていたが、インターネットパブリックアクセスに積極的に取り組んでいる先進の図書館では、広く利用指導が実施されているのである。

利用指導の内容は、Infopeopleの調査と異なり



第5図 インターネット利用指導実施率

本調査ではチュートリアルの実施率が格段に高い。これは主な本調査手法がホームページ上の情報分析であり、クラスの状況よりオンラインチュートリアルに関わる情報が多く得られたことの反映と言える。よって、全体としてはインターネットパブリックアクセスに関する利用指導は、利用指導クラスとオンラインチュートリアルを両軸として、実施されていると考えられる。

IV. 考 察

各調査から判明した通り、米国公共図書館におけるインターネットパブリックアクセスは、過半数を超える実施率であり、今後さらに普及が進むと考えられる。これを支えるものとしては、図書館側の意識・意欲は言うまでもなく、図書館を囲む社会全体の意識の高まりや支援が考えられる。NII や ALA によって、公共図書館がインターネット情報の提供窓口となるべきであるという方針が定められ、このことが公共図書館で情報へのアクセスを実施することの後ろ盾となっていることなどがよい例である。

一方で、インターネットパブリックアクセスの実施に際しては、NCLIS 調査結果¹⁰⁾等からも明らかとなつたように経費という大きな問題がある。この他にも McClure らによる *Internet Costs and Cost Models for Public Libraries: Final Report* (『公共図書館におけるインターネット経費に関する報告』)²⁰⁾ では、公共図書館がインターネットへ接続する際の設備モデルとそれにかかる経費についての例を挙げている。このモデルによると、各図書館が複数の端末を利用者に提供しようとすれば、一図書館あたり年間で最低 14 万ドルを越える経費が必要となる。このように、サービスの実施における図書館の財政的負担は多大である。

実際に提供されているインターネットパブリックアクセスサービスは、ALA などで示されている方針に逆らうものではなかった。しかし主に財政的な問題から、課金がなされたり、インターネットパブリックアクセスに供される端末数や利用時間が制限され、結果として利用者は望むとき

に望むだけインターネットを利用することはできない。これら利用者の自由を奪う各種制限が存在する理由の一つとしても、経費の問題が存在している。

しかし、社会的コンセンサスの成立が、図書館の経済負担に対して支援を与えていた側面も明らかになっている。例えば PLA の統計からは、サービスの実施に関して州・連邦などからの財源の獲得がみられる。他にも InfoPeople 参加館は財政的支援の他に、トレーニングなどの技術的支援を受けることができる。また Microsoft 社は「Libraries Online!」²¹⁾ と称するプロジェクトに技術支援で参加している。ここでは特に予算の少ない小規模公共図書館への、インターネットパブリックアクセスに対する財政的・技術的支援を行っており、小規模図書館への大きな助力となっている。

このような各界からの財政的支援および技術的・人的支援は、利用指導にも多大な助力を与えている。

本調査によると、利用指導はインターネットパブリックアクセスの先進館では広く実施されていることが明らかとなり、特に小規模図書館における利用指導の実施率の高さが際だった。これは財政的・人的支援を公的機関や企業および Freenet 等への参加により得たり、他機関が作成したオンラインチュートリアルを利用することで図書館の負担を軽減していることが、その理由として考えられる。実際、利用指導より手軽に実施できる電子レファレンスの実施率は高い。また Freenet の参加率や他機関作成オンラインチュートリアルの利用率は小規模図書館ほど高い。そして Freenet の参加館では、ほぼ全ての館が何らかの利用指導を提供している。このような結果からも、利用指導における他機関との連携の重要性は明らかである。

とはいえる、「公平なアクセス」機会の提供のためには「利用の自由」が時間制限や課金など財政的問題により阻害されていることは、大きな問題であると言える。今後は公共図書館が、インターネットパブリックアクセスにかかる経費をどれだけ軽

米国公共図書館におけるインターネットパブリックアクセスの現状

減できるかが、サービスの発展への大きな要因となると言えよう。

V. 今後の展望

今回の調査結果を踏まえて、公共図書館におけるインターネットパブリックアクセスに関する今後の研究課題を以下に二つ示しておきたい。

ひとつは、利用者への「公平なアクセス機会」の保証についての考察である。現状では「公平なアクセス機会」の保証のために利用時間などの制限が設けられており、かえって「利用の自由」を損ねている場合もある。設備や財源などの充実により制限を無くす努力と共に、限られた資源の中で最大限公平なサービスを実施できるような対策を、より一層考えてゆく必要があるだろう。

もうひとつは、今後利用指導が広く普及することを前提に、その内容の分析を行うことである。どのような指導内容が教授されているかといった現状把握やその問題点を明らかとする必要がある。加えて、インターネットという新たな情報源に対する利用指導が、従来の図書館資料に対するものとどのような関係にあるのかについても考察する必要がある。さらにこれを踏まえて、公共図書館が情報リテラシー教育機関の一つとなれるかどうかを展望してゆく必要があるだろう。

なお本稿は平成9年度愛知淑徳大学大学院図書館情報学専攻修士論文²²⁾において収集したデータを元に、修士論文の一部を改稿したものである。また予備調査の結果は日本図書館学会春期研究集会（1997年5月、中央大学）で、利用指導内容を含む調査の全結果は同研究集会（1998年5月、中央大学）で発表した。

注・引用文献

- 1) "The Administration's Agenda for Action". URL <http://sunsite.unc.edu/nii/NII-Agenda-for-Action.html> (Access: 1997-12-9)
また NII の詳細に関するホームページも存在する。
"UNITED STATES NATIONAL INFORMATION INFRASTRUCTURE VIRTUAL LIBRARY"
- 2) American Library Association. Intellectual Freedom Manual. 5th ed. Chicago, ALA, 1996, 393 p.
- 3) 類する議論は多数あるが、ここでは一例として以下のものを挙げる。
Cordell, Rosanne M.; Wootton, Nancy A. Institutional Policy Issues for Providing Public Internet Access. Reference Services Review. Vol. 24, No. 1, p. 7-12, 56 (1996)
- 4) ALA. "Principles for the Development of the National Information Infrastructure". Office for Information Technology Policy. 1994.
URL <http://www.ala.org/oitp/principles.html> (Access: 1997-12-9)
- 5) UNESCO Public Library Manifesto. 1994
URL <http://www.ifla.org/ifla/documents/libraries/policies/unesco.htm> (Access: 1997-12-10)
- 6) Library For Future. "about LFF"
URL <http://www.lff.org/lff/role.html> (Access: 1997-12-8)
- 7) "Access to Electronic Information, Services, and Networks: An Interpretation of the Library Bill of Rights". Intellectual Freedom Manual. 5th ed. Chicago, ALA, 1996, p. 24-27; p. 24a-24d
※解説文については以下のものをも参照。アメリカ図書館協会知的自由部編. 図書館の原則新版: 図書館における知的自由マニュアル. 第5版. 東京, 日本国書館協会, 1997, 478 p.
- 8) Becker, Herb. "Libraries and the NII". Putting the Information Infrastructure to Work: Report of the Information Infrastructure Task Force Committee on Applications and Technology. 1994. 9. 8
URL <http://nii.nist.gov/pubs/sp857/library.html> (Access: 1997-12-9)
- 9) McClure, Charles R. et al. Policy Initiatives and Strategies for Enhancing the Role of Public Libraries in the National Information Infrastructure (NII). 1995.
URL <http://istweb.syr.edu/~mcclure/paper1.html> (Access: 1997-12-9)
- 10) Bertot, J. C.; McClure, C. R.; Fletcher, P. D. "The 1997 National Survey of U. S. Public Libraries and the Internet: Final Report". American Library Association Office for Information Technology Policy; National Commission on Library and Information Science. 1997, 12.
URL <http://research.umbc.edu/~bertot/ala97.html> (Access: 1998-5-20)
- 11) Public Data Service. Statistical Report. Chi-

- cago, Public Library Association, 1997, 175 p.
- 12) 統計では、奉仕人口区分は 9 区分であるが、ここでは Burt による区分にならい以下の基準に従う。
大規模図書館：奉仕人口 50 万人以上
中規模図書館：奉仕人口 10 万～50 万人
小規模図書館：奉仕人口 10 万人以下
- 13) SJCPL's List of Public Libraries with Gopher/WWW Services. St. Joseph County Public Library.
URL <http://sjcpl.lib.in.us/homepage/PublicLibraries/PubLibSrvsGpherWWW.html>
(Access: 1997-10-15)
- 14) Burt, David. "Survey of Public Library Internet Access Policies". 1997. 5. 8
URL <http://www.ci.oswego.or.us/library/pol.htm>
(Access: 1997-11-7)
分析には次のものをも参照
Burt, David. "Policies for the Use of Public Internet Workstations in Public Libraries". Public Libraries, Vol. 37, p. 156-159 (1997)
- 15) InfoPeople Project (CA)
URL <http://library.berkeley.edu:8000/>
(Access: 1997-10-30)
- 16) "Policy and use Survey-1997". InfoPeople. California, 1997.
- URL <http://library.berkeley.edu:8000/Survey/index.html> (Access: 1997-10-30)
- 17) 高鍬裕樹. "アメリカ公立図書館ではどのようにインターネットを利用できるのか". 図書館界. Vol. 49, No. 4, p. 212-230 (1997)
- 18) Yahoo!
URL <http://www.yahoo.com/>
(Access: 1997-10-15)
- 19) AltaVista
URL <http://www.altavista.digital.com/>
(Access: 1997-10-15)
- 20) McClure, C. R.; Bertot, J. C.; Beachboard, J. C. "Internet Costs and Cost Models for Public Libraries: Final Report". National Commission on Libraries and Information Science. 1995.
URL <http://istweb.syr.edu/~mcclure/ncls/report.html>
(Access: 1997-10-31)
- 21) Libraries Online!
URL <http://www.librariesonline.org/>
(Access: 1997-12-10)
- 22) 廣田慈子. "米国公共図書館における Internet Public Access: リテラシー教育としての利用指導を中心に". 平成 9 年度愛知淑徳大学大学院文学研究科図書館情報学専攻修士論文. 1998, 67 p.